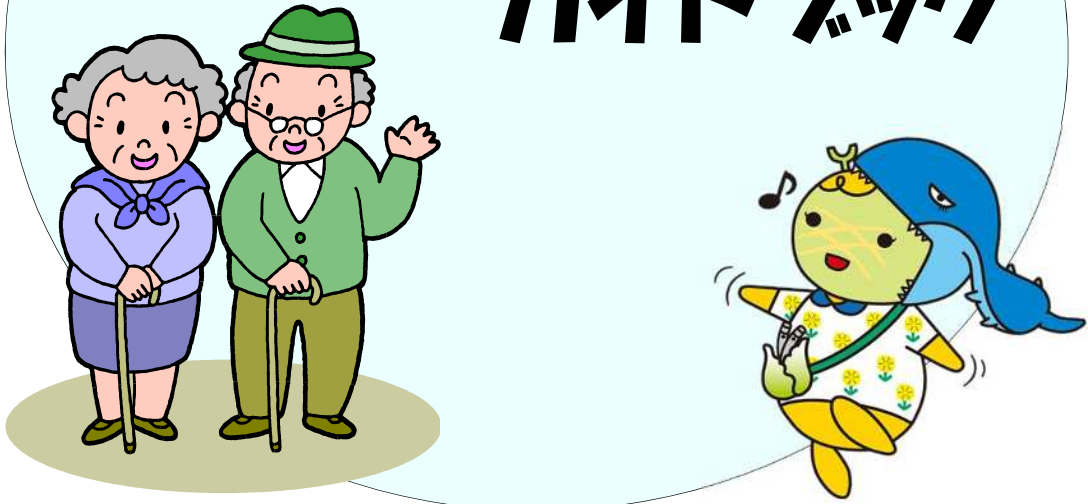


令和5年度 改訂

むかわ町

高齢者生活安心 ガイドブック



むかわ町

本庁(鷗川):保健介護課 介護グループ
支所(穂別):保健介護課 健康グループ

■介護保険制度		
介護の費用と負担のしくみ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
保険料の納め方	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
保険料に未納・介護保険資格の適用除外	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
■サービス利用の流れ		
介護サービス等を利用するには	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ケアプランの作成	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
利用者の負担・利用者負担の判定の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
高額介護サービス費	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
介護サービス等の対象者と種類	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
65歳以上の方が利用できるサービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
要支援1・2、要介護1～5の方が利用できるサービス		
在宅サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
生活環境整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
施設サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
施設利用者負担額	・・・・・・・・・・・・・・・・	9・10
地域密着型サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
■生活支援事業		
外出支援サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
緊急通報システム	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
配食サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
軽度生活支援事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
除雪サービス事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
在宅生活用具の支給	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
住宅改修費の助成	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
介護用品の支給	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
入浴サービス事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
訪問支援サービス事業・通所支援サービス事業・短期入所サービス事業	・・・・・・・・	15
健康むかわチャレンジ事業・入浴給付事業	・・・・・・・・	16
■地域包括支援センター		
地域包括支援センターとは	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
包括的支援事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
成年後見制度	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
日常生活自立支援事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	18
つどいの場	・・・・・・・・・・・・・・・・	18
家族事業・むかわ町介護者と共に歩む会のご紹介	・・・・・・・・	19
介護マーク	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
在宅医療・介護連携推進事業	・・・・・・・・	20
認知症総合支援事業	・・・・・・・・	20
■見守り支援センター		
見守り支援センターとは	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
高齢者の見守りに関すること	・・・・・・・・・・・・・・・・	22
認知症高齢者支援ネットワーク	・・・・・・・・	22
■ボランティアセンター		
ボランティアセンターとは	・・・・・・・・	23
生活支援体制整備事業	・・・・・・・・	23
生活支援ボランティアポイント	・・・・・・・・	23
■資料編		
むかわ認知症あんしんガイド・認知症ケアパス	・・・・・・・・	24
医療・介護サービスMAP		
鶺鴒川地区	・・・・・・・・	27
穂別地区	・・・・・・・・	28
介護保険のサービス事業所・医療機関 など	・・・・・・・・	29

介護保険料について

○介護の費用と負担のしくみ

介護保険サービスを利用した場合、かかった費用の1割は利用者が負担し、残りの9割を国・道・むかわ町の公費と、40歳以上の方が納める保険料を財源としています。

※一定以上の所得がある方は利用者負担割合が2割又は3割になります。

〔1割負担の場合〕

負担	=	1割	+	9割				
区分		サービス利用者負担		国 25% (20%)	道 12.5% (17.5%)	町 12.5%	65歳以上の 方の保険料 23%	40~64歳の 方の保険料 27%

() 内は施設等給付の場合

○保険料はこのように決まります

65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護にかかる費用を計算して、保険料の基準額を決めます。保険料の基準額は3年ごとに見直します。

むかわ町の基準額は、月額「4,600円」です。(令和3年度~令和5年度)

この基準額を基に、65歳以上の方がいる世帯で、住民税課税の有無や所得額により、保険料段階が決まります。

令和3年度から令和5年度の介護保険料

段階	対象者		保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護を受給している		0.50	27,600円
	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金を受給している		
前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下				
第2段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万円以下	0.75	41,400円
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.75	41,400円
第4段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.90	49,600円
第5段階	世帯に住民税課税者がいて本人は非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額	55,200円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	66,200円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	71,700円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	82,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上	1.70	93,800円

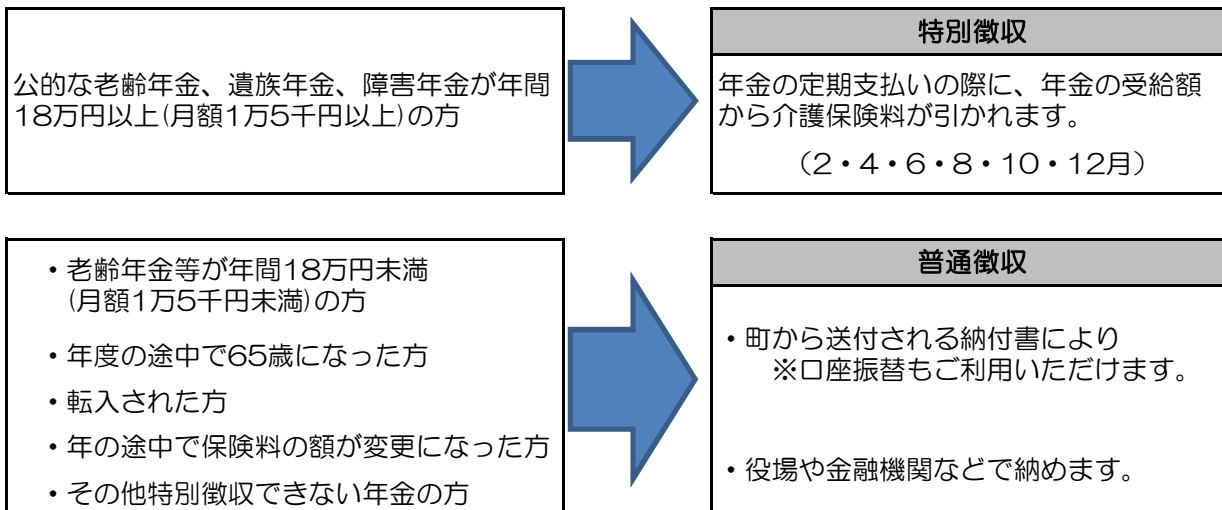
※高齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

公費負担による保険料の軽減 ●第1段階から第3段階の保険料については、公費負担が行われ保険料率が軽減されます。	区分	令和3~5年度	
		保険料率	年間保険料
	第1段階	0.30	16,500円
	第2段階	0.50	27,600円
	第3段階	0.70	38,600円

○保険料の納め方

■第1号被保険者（65歳以上の方）

保険料は満65歳になった月の分から納付します。納め方は、受給している年金の額によって2種類に分けられます。



■第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

40歳から64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定により決められ、医療保険料と一括して納めます。保険料の額はそれぞれの健康（医療）保険組合等にお問い合わせください。

○保険料に未納があると・・・

■保険料滞納による給付制限について

特別な事情がなく保険料の未納や滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、介護サービスを受ける際に給付の方法が変わったり、給付制限を受ける場合があります。



安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう！

介護保険資格の適用除外

障害者総合支援法及び身体障害者福祉法による障害者支援施設へ入所している方は、介護保険の被保険者となりませんので、役場担当窓口まで届出ください。



サービス利用の流れ

○介護サービス等を利用するには

・むかわ町の担当窓口等にご相談ください。

むかわ町地域包括支援センター { 鷗川地区：保健介護課介護グループ
穂別地区：保健介護課健康グループ

- ・65歳以上で介護や支援のサービスが必要な方
 - ・40歳から64歳の方で、下記の病気が原因で介護が必要な方
- ①がん【がん末期】
 - ②関節リウマチ
 - ③筋萎縮性側索硬化症
 - ④後縦靭帯骨化症
 - ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
 - ⑥初老期における認知症
 - ⑦パーキンソン病関連疾患
 - ⑧脊髄小脳変性症
 - ⑨脊柱管狭窄症
 - ⑩早老症
 - ⑪多系統萎縮症
 - ⑫糖尿病（神経・性腎・網膜）
 - ⑬脳血管疾患
 - ⑭閉塞性動脈硬化症
 - ⑮慢性閉塞性肺疾患
 - ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

身体や日常生活等に不安のある方



認定申請
用意するもの：①介護保険被保険者証
②健康保険証（40歳から64歳の方）
※手続きは本人及び家族等もできます。

主治医意見書
介護を必要とする原因の病気等について、意見書を作成します。
（町から主治医に直接依頼します。）

認定調査
調査員が本人や家族に面会し、心身の状況等について、全国共通の調査票により調査します。

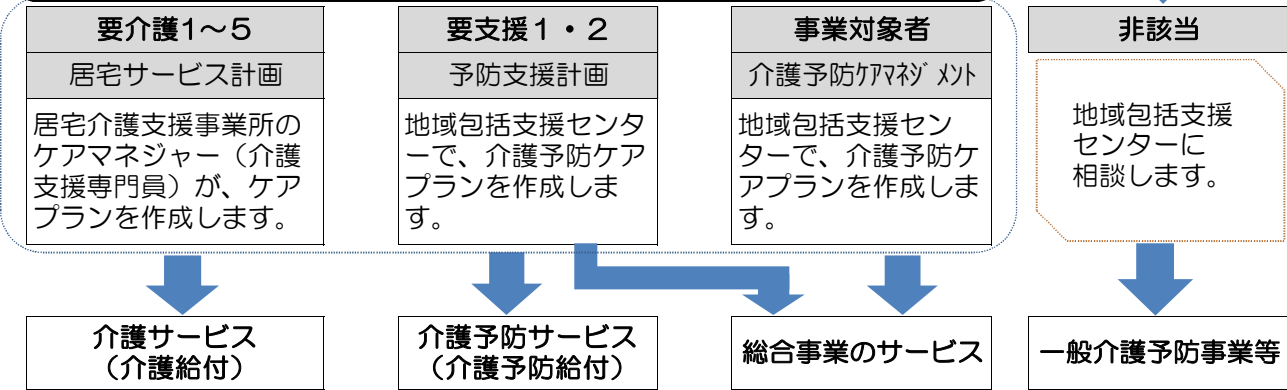
基本チェックリストの実施
利用者の心身の状況を把握するための基本チェックリストを実施します。
（厚生労働省の定めた25の質問項目により、生活機能の低下を判定するものです。）

介護認定審査会による審査判定
東胆振3町介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家で構成）で審査し、介護度（要介護状態等区分）を決定します。

※申請から認定（結果通知）までは約1ヶ月かかります。
※サービスは申請日から利用できます。

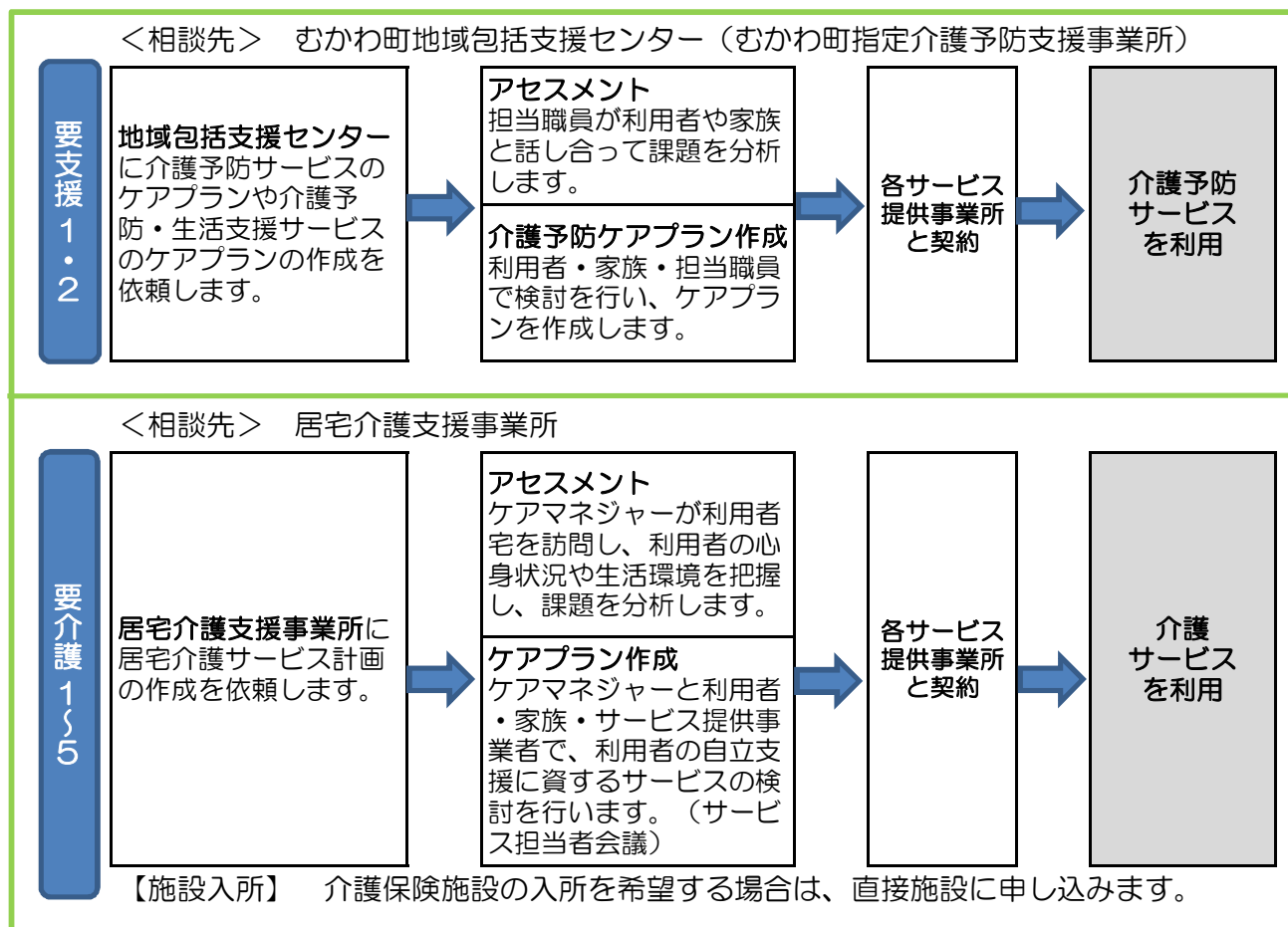
非該当

ケアプラン作成が必要なサービス



○ケアプランの作成

介護保険サービスを利用するときは、利用者や家族の希望をふまえ、利用者の状態に応じてケアプラン(居宅介護サービス計画、予防支援計画、介護予防ケアマネジメント)を作成します。
 ※サービスの種類や回数は、ケアプランにより決定します。
 ※ケアプランは自分で作成することも可能です。



●要介護度ごとの身体の状態

（平均的な状態の例ですので、ご本人の状態と完全に一致するものではありません。）

事業対象者	要支援 1 または 2 に相当する状態
要支援 1	日常生活はほぼ自分でできるが、立ち上がりや歩行など何かにつまらなければできない状態
要支援 2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要な状態
要介護 1	歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に何らかの介助が必要な状態
要介護 2	歩行、入浴、金銭管理などのほか、衣服の着脱や排せつ等に何らかの介助が必要な状態
要介護 3	入浴や衣服の着脱、排せつなどに全面的な介助が必要。認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下が見られる状態
要介護 4	食事や入浴、衣服の着脱、排せつなど日常生活に全面的な介助が必要。認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下した状態
要介護 5	生活全般にわたって全面的な介助が必要な状態

利用者の負担

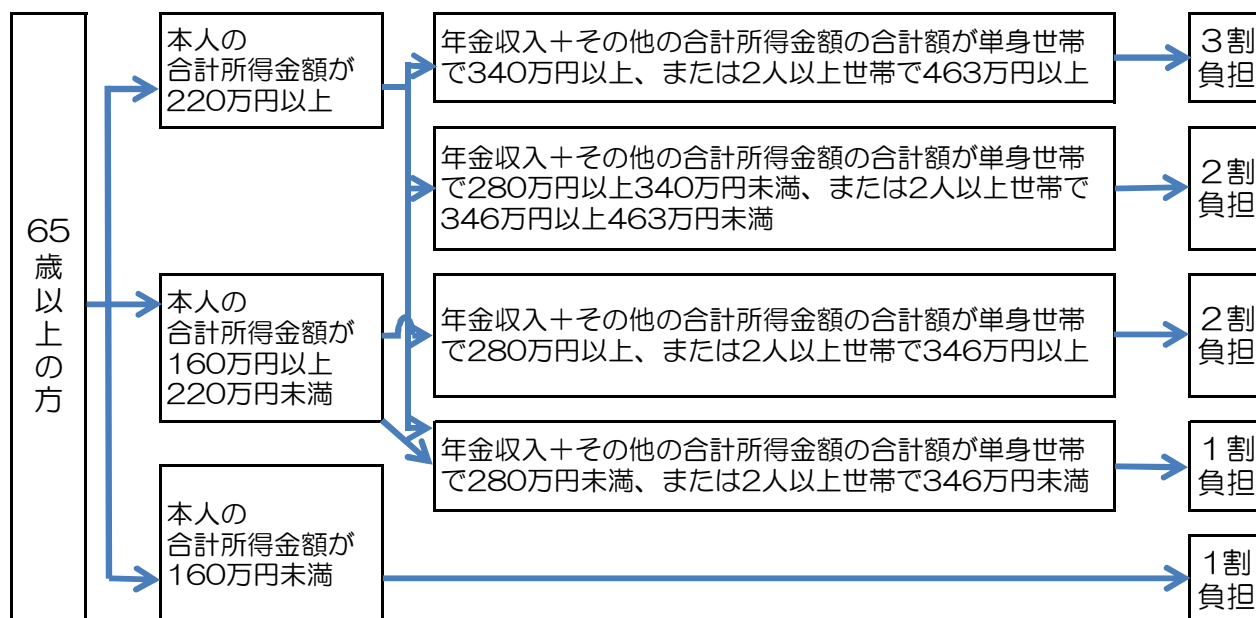
介護保険サービスは原則として、利用したサービス費の1割（2割または3割）を利用者が負担し、残りの9割（8割または7割）を介護保険から給付します。

※一定所得以上のある方は2割負担になっていますが、2割負担の方のうち、特に所得の高い方の負担割合は3割となります。（1ページ「介護の費用と負担のしくみ」参照）

おもな在宅サービスでは介護度ごとに利用できる上限額限度額が決められ、その上限を超えて利用したサービス分は全額自己負担となります。

区分	介護度	支給限度額(1ヶ月)	支給限度額が適用されないサービスの例
予防給付	要支援1	50,320円	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具購入 1年間（4月～翌年3月）につき 上限 100,000円 ●住宅改修 住む家1人につき 上限 200,000円 ・一旦全額を支払った後、町へ保険給付分を請求する償還払い方式ですが、介護保険料に未納がない場合は、受領委任払い方式を利用できます。 ・住宅改修については、限度額20万円を越えた場合に生活支援事業（上限額10万円）を利用できます。
	要支援2	105,310円	
介護給付	要介護1	167,650円	
	要介護2	197,050円	
	要介護3	270,480円	
	要介護4	309,380円	
	要介護5	362,170円	

利用者負担の判定の流れ



※40歳～64歳の方、住民税非課税の方、生活保護受給している方は、上記にかかわらず、1割負担です。

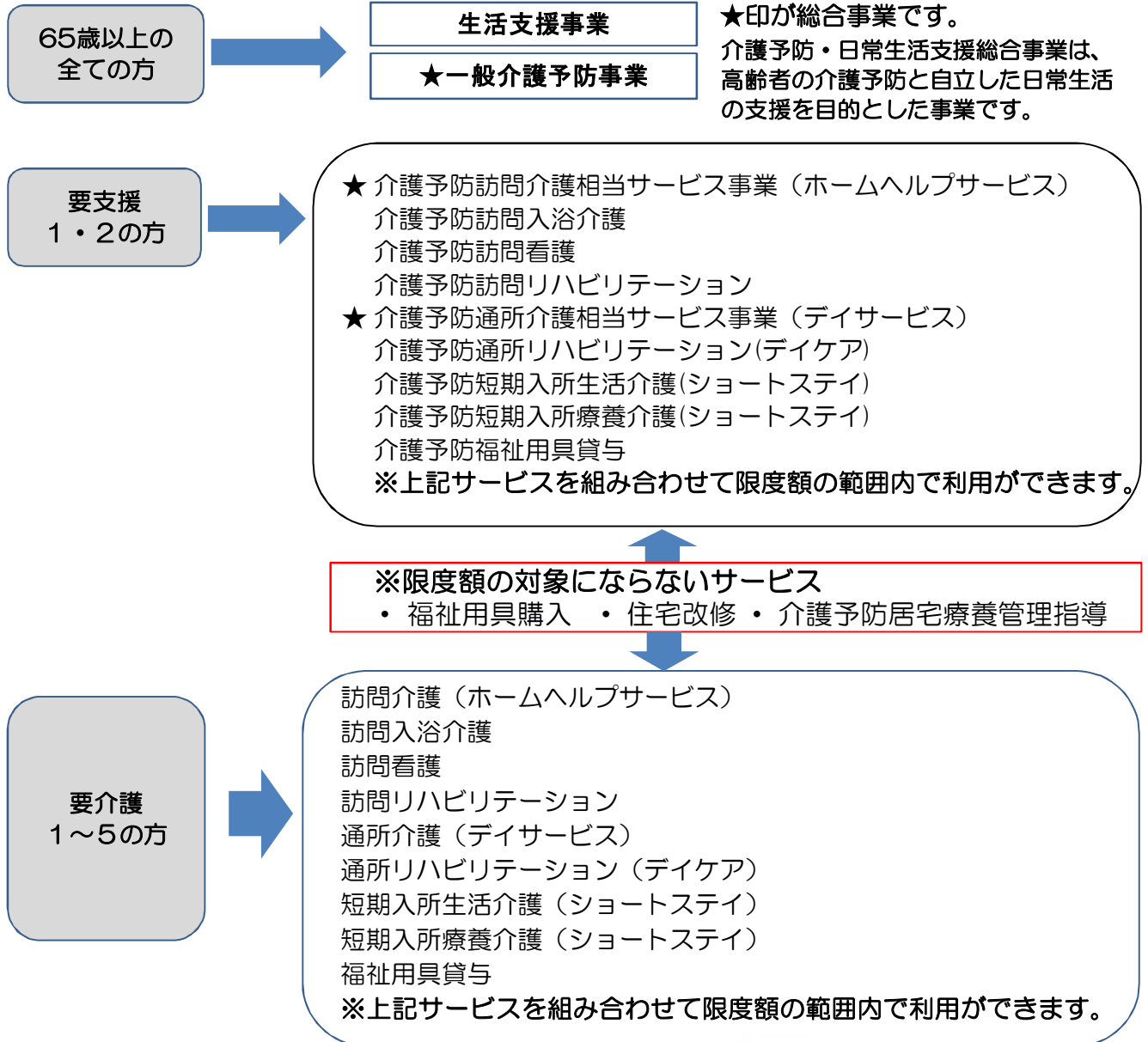
高額介護サービス費

世帯単位で1カ月の利用者負担の合計が下記の限度額を超えたときは、申請することにより超えた分が支払われます。＜申請に必要なもの：印鑑・振込先口座番号のわかるもの＞

世帯の区分 (利用者負担段階区分)	負担限度額 (月額)
①生活保護の被保護者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方	15,000円
②住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
③住民税世帯非課税で①と②に該当しない方	24,600円

世帯の区分 (利用者負担段階区分)	負担限度額 (月額)
町民税課税世帯の方	44,400円
④一般	現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方
(383万円以上770万円未満)	44,400円
(770万円以上1,160万円未満)	93,000円
(1,160万円以上)	140,100円

介護サービス等の対象者と種類



65歳以上の方が利用できるサービス

一般介護予防事業

※自己負担：無料



普及・啓発関係	介護予防出前講座	会館等に出向いて講話などを行い、フレイル予防を目指します。
	介護予防講演会	介護予防の普及啓発や高齢者の方が自主的に介護予防活動を実践できることを目的に開催します。
通所関係	ピンしゃん会(鷗川地区) 笑顔友の会(穂別地区)	筋力トレーニング等の運動機能の向上や口腔機能の向上のための訓練を行います。
	認知症予防教室いろは塾	認知症予防に向けたプログラムを行います。 (会場：介護予防センター・ふれあい健康センター)
	高齢者等交流サロンの推進	高齢者等が身近に集まれる場所を確保し、孤立感の解消・閉じこもり予防などを目指します。 (自主団体への運営費を補助)

要支援1・2、要介護1～5の方が利用できるサービス

在宅サービス

※自己負担は1割～3割です。

★印が総合事業です。

★ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴や食事の介助等）、または身体介護を伴う生活援助（利用者を見守りながら一緒にする調理等）を行います。

※要支援者のサービス名称
「介護予防訪問介護相当サービス」

訪問入浴介護

看護師と介護職員が自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

訪問看護

疾病などを抱えている人について、看護師等が自宅を訪問して、療養状況の確認や指導、診療の補助を行います。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けることができます。

※ 食費やおむつ代は実費です。

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

★ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの日常生活上の介護、体操やレクリエーションなどを日帰りで行います。

※ 要支援者のサービス名称
「介護予防通所介護相当サービス」
※ 利用定員18人以下のデイサービスは「地域密着型通所介護」とよばれ、原則としてむかわ町にお住まいの方しか利用することができません。
※ 食費やおむつ代は実費です。

訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問してリハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーション

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

※ 職種により訪問できる回数や費用が異なります。



短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療によるケアや日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

- ※ 送迎など、利用施設により加算があります。
- ※ 食費・滞在費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。（10ページ「食費・居住費等の負担額の軽減」参照）
- ※ 日常生活品費も実費です。
- ※ おむつ代は利用料に含まれます。

※ 要支援者の介護サービス名称については、各区分名の冒頭に「介護予防」とつきます。

生活環境の整備

※自己負担は1割～3割です。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため、対象となる品目の福祉用具を福祉用具貸与事業所から借りることができます。

- ①車いす★ ②車いす付属品★ ③特殊寝台★
- ④特殊寝台付属品★ ⑤床ずれ防止用具★ ⑥体位変換器★
- ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器★
- ⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)★ ⑬自動排泄処理装置★



(注) ★等は、要支援1・2及び要介護1の方(自動排泄処理装置については要介護2又は3の方)は原則として介護保険の対象外です。ただし、身体の状態により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。

特定福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具を特定福祉用具販売事業所から購入した場合に支給します。

対象となる費用：1年間で上限10万円までです。



対象となる品目

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

住宅改修費の支給

生活環境を整えるために住宅改修が必要な場合、要介護度に関わらず住宅改修費を支給します。

心身の状態に適した住宅改修を行うため、担当のケアマネジャーまたはむかわ町地域包括支援センターに事前にご相談ください。

申請手続きには、住宅改修理由書や工事箇所の写真、工事費用の見積書などの添付書類が必要です。

工事の前と後に申請を行い、工事後に費用額の自己負担分を施工業者に支払い、支給申請をします。

対象となる費用：同一住宅について、20万円までです。

対象となる工事

- ①手すりの取り付け ②床段差の解消
- ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材等の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への変更



要介護1～5の方が利用できるサービス

※要支援1・2の方は利用できません。

施設サービス

※自己負担は1割～3割です

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事・入浴などの日常生活上の介護や健康管理を受けることができます。

※要介護1・2の方は認知症などにより自宅での介護が困難な場合に対象となります。

介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所し、医学的な管理のもとで介護や看護・リハビリを受けることができます。

介護医療院・介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床で、介護や医療・看護を受けることができます。

施設利用者負担額

施設サービス費の1



食費



居住



日常生活費

【施設サービス費の内訳（例）】 ※月額（30日間で計算）

基本部分			※令和3年4月からの単位数			加算部分
介護度	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (医療機関)	介護医療院 (医療機関)			
	サービス費Ⅱ多床室	サービス費Ⅲ多床室基本型	Ⅰ型サービス費Ⅱ多床室			
要介護1	17,190円(573)	23,640円(788)	24,750円(825)		+ 施設の体制やサービス内容などにより、加算あり。 月額：概ね3,000円程度	
要介護2	18,750円(641)	25,080円(836)	28,020円(934)			
要介護3	21,360円(712)	26,940円(898)	35,130円(1,171)			
要介護4	23,400円(780)	28,470円(949)	38,130円(1,271)			
要介護5	25,410円(847)	30,090円(1,003)	40,860円(1,362)			

1割負担・月額（30日間で計算）。（ ）内は1日あたり。

※施設介護サービス費は、各施設の基準により異なります。

施設サービスを利用した場合は、介護サービス費（1割～3割）、食費、居住費、日常生活費が利用者負担となります。

※所得の低い方は町に申請することによって、負担額が減額されます。

（「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービス事業所に提示することが必要です。）

介護保険負担限度額認定

【食費・居住費等の負担額の減額】
《対象者要件》

申請には、通帳が
必要です。

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) ①～③のすべてに該当する方
 - ① 世帯全員が市町村民税非課税の方
 - ② 別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税
 - ③ 次の基準にあてはまる方



段階	資産基準（預貯金等）	
	単身	配偶者あり 夫婦の合計額
第2段階	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	500万円以下	1,500万円以下

区分		食費	居住費等				
			多床室	従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
				特養等	老健・療養等		
第1段階：老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方、生活保護受給者	日額	300円	0円	320円	490円	490円	820円
	月額	9,000円	0円	9,600円	14,700円	14,700円	24,600円
第2段階：住民税非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	日額	390円 (600円)	370円	420円	490円	490円	820円
	月額	11,700円	11,100円	12,600円	14,700円	14,700円	24,600円
第3段階①：住民税非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下	日額	650円 (1,000円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
	月額	19,500円	11,100円	24,600円	39,300円	39,300円	39,300円
第3段階②：住民税非課税世帯で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	日額	1,360円 (1,300円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
	月額	40,800円	11,100円	24,600円	39,300円	39,300円	39,300円
基準費用額：住民税世帯課税の方	日額	1,445円	855円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円
	月額	43,350円	25,650円	35,130円	50,040円	50,040円	60,180円

- ・（ ）はショートステイ利用した時の金額です。 ※月額30日間計算
- ・利用者の負担額は施設により異なります。（慶寿苑・愛誠園・穂別診療所はいずれも多床室になります。）

地域密着型サービス

※自己負担は1割～3割です。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

※要支援2、要介護1～5の方が対象

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、食事・入浴などの日常生活上の介護や支援を受けることができます。

【サービス費の内訳（例）】 ※月額（30日間で計算）

基本区分（1日あたり）		家賃	光熱水費	暖房費	食材料費	
要支援2 22,800円(760円)	+	高齢者グループホームふきのとう	15,000円	15,000円	10,000円 (10月～5月)	27,000円 (1日900円)
要介護1 22,920円(764円)						
要介護2 24,000円(800円)		高齢者グループホームみのり	15,000円	15,000円	10,000円 (10月～5月)	30,000円 (1日1,000円)
要介護3 24,690円(823円)						
要介護4 25,200円(840円)						
要介護5 25,740円(858円)						

※他にも日常生活費がかかる場合があります。※料金は変更する場合があります。

生活支援事業

■外出支援サービス 外出が困難な方に、医療機関などへの送迎を行います。

対象者		内容	申請について
概ね65歳以上及び障がい者で、公共交通機関などによる外出が困難であり、家族等も送迎できない方		<ul style="list-style-type: none"> ・町内医療機関への送迎 ・理美容院への送迎 ・保健や福祉サービス事業の参加 ・入浴施設への送迎 (自宅に入浴設備がなく、入浴施設まで通うことが困難な方) ・役場、買い物、金融機関への送迎 	申請が必要です。
町外	町内にない診療科(眼科等)で治療を受ける必要があり、通院が困難な方	<ul style="list-style-type: none"> ・町外医療機関への送迎 ・鶴川地区は人工透析送迎バスに同乗(苫小牧市内) 	申請が必要です。 ※穂別地区は医師の紹介が必要です。

〈むかわ町営バス〉

路線及び曜日により、予約を必要とする便と予約を必要としない便があります。

【鶴川地区予約センター】

(有)むかわハイヤー 電話 42-4272 FAX 42-2720

【穂別地区予約センター】

(有)穂別ハイヤー 電話 45-2284 FAX 45-2284
※TV電話も可

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

宅老所 日和 ☎42-3969

▶通院移送サービス～病院・送迎・付き添い～

町内(1時間)2,000円 町外(3時間)5,500円

※時間延長 30分毎 500円増

身体障害者手帳を有する方や要介護認定者などの利用条件があります。

※詳細は日和までお問い合わせください。



株式会社SNUGGLEUP訪問介護事業所Lifetime ☎01456-7-8199

▶通院移送サービス～病院・送迎・付き添い～

町内(1往復)500円(原則10km圏内) ※付き添いは別途料金

町外(1往復)15,000円(高速料金別) ※付き添いは別途料金

※詳細はお問い合わせください。

社会福祉法人 愛誠会 福祉有償運送事業所 ☎45-2455

▶福祉有償運送～通院・入退院時の送迎～

身体障害者手帳を有する方や要介護認定者などの利用条件があります。

また、介助者の付き添いが必要です。ご利用料金がかかります。

※詳細は愛誠会までお問い合わせください。

町外

▶介護福祉タクシー(苫小牧・千歳などに事業所あり)

時間制運賃など事業所により料金体系が違います。

※詳細は、地域包括支援センターにご相談ください。

■緊急通報システム 緊急時の連絡体制を確保します。

対象者	内容	申請について	利用料
概ね65歳以上	具合が悪くなった時など、「緊急のひとり暮らしの方、または健康に不安のある夫婦世帯	申請書の他、協力員3名の登録が必要です。	1か月300円

■配食サービス

栄養バランスのとれた食事をお届けし、あわせて安否の確認を行います。

対象者	内容	申請について	利用料
概ね65歳以上のひとり暮らし、高齢夫婦世帯または障がい者で、食事の準備が困難な方	自宅に夕食をお届けします。 回数は、栄養士等が訪問して状況を確認し決定します。 【利用可能日】 鷗川地区：月～金 穂別地区：月・火・水・金	申請が必要です。	1食500円 ※事前に役場窓口で食券を購入し、お弁当と引き換えます。

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

Aコープセレス ☎ 42-2101

▶配達サービス

配達区域：原則鷗川地区

配達料金：無料（店舗で購入した商品のみ対応）

その他：常温配達の為、生もの等は取扱い不可

コープさっぽろパセオむかわ店 ☎ 42-3221

▶配達サービス“らくちん当日便”

配達区域：鷗川地区 *店舗で購入した商品のみ対応

配達料金：専用コンテナ1箱につき200円（コンテナ込みで15kgまで）

その他：常温配達の為、生のも等は取扱い不可

▶宅配サービス“コープ宅配システム・トドック”

注文方法：登録が必要。専用用紙に記入して注文し、1週間後に商品が届く。

利用料金：宅配1回につき220円

利用方法：☎0120-307-919 までお問い合わせ下さい。

▶配食サービス“コープ夕食宅配サービス・クルリン”

利用方法：事前に利用回数（週1日～6日）を登録する。

休止や中止の申し出がない限り自動的に届く。

*原則手渡しでお届け *おかずのみの配達

配達日時：月曜日～土曜日 13時半～18時（時間指定不可）
に夕食をお届けします。

利用料金：お弁当の種類によって異なります。

配達地域：鷗川地区（一部お届けできない地域がございます。）

詳しくは ☎0120-279-949 までお問い合わせ下さい。

▶移動販売 コープ“おまかせ便カケル”

販売地域：穂別市街・富内・豊田方面

1号車 水曜日・土曜日

汐見・春日・旭岡・有明・栄・仁和方面

2号車 水曜日・土曜日



■軽度生活支援事業

作業が困難な方に対し、生活に支障を来す範囲の環境整備を行います。

対象者	内容	申請について	利用料
<ul style="list-style-type: none"> 概ね65歳以上または障がい者で、身体機能の低下により作業ができず、家族等も支援できない方 住民税非課税世帯または生活保護世帯の方 	日常生活において、支障を来す範囲の環境整備（除草、煙突掃除、軽微な修繕など）	申請・見積書の提出が必要です。	作業に要した費用の5割相当額（年間1万円を限度とする）

■除雪サービス事業

作業が困難な方に対し、道路までの歩く範囲の除排雪を行います。

対象者	内容	申請について	利用料
<ul style="list-style-type: none"> 概ね65歳以上または障がい者で、身体機能の低下により除排雪ができず、家族等も支援できない方 住民税非課税世帯または生活保護世帯の方 	自宅玄関先から公道までの間で、概ね幅1mの範囲の除雪。（間口は1か所として、倉庫・車庫前等は除く。） ※概ね10cmの積雪時に実施	申請が必要です。	1回あたり100円

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

（一社）むかわ町シルバー人材センター

鷗川：文京3丁目（町民体育館内）
穂別：穂別12-1

☎42-7007
☎45-3100

内容：除草・草取り、庭木の剪定、除雪、屋内外の清掃など
時間：月曜日～金曜日 9時～17時
料金：業務に要する人員数、所要時間等により算出

むかわ町社会福祉協議会

鷗川：美幸3丁目 四季の館内
穂別：穂別2-1 穂別総合支所内

☎42-2467
☎45-3874

〔社会福祉協議会で実施している高齢者等生活支援事業〕

独居老人等窓ビニール張り事業：老朽住宅に居住する方を対象とし、冬期間に向けて窓にビニールを張る事業

福祉用具の貸出：一時的に福祉用具が必要になった方に貸し出しをする
車いす、歩行器、ポータブルトイレ、ベット、手すり等



■在宅生活用具の支給

歩行が大変な方に、杖の購入費を助成します。

対象者	購入品目の上限	申請について	助成額
概ね65歳以上または障がい者で、歩行が困難であり、住民税非課税世帯または生活保護世帯の方	4,000円	申請が必要です。 町内の指定業者で購入します。	購入費の5割

■住宅改修費の助成

介護保険の住宅改修において、限度額を超えた改修費の9割を助成します。

対象者	助成対象額の上限	申請について	自己負担
介護保険の住宅改修費限度額を超えて住宅改修をする方	100,000円	申請書、理由書、領収書の写し、工事内訳書の写しが必要です。 (介護保険の住宅改修申請と同様)	改修費の1割 (2割または3割)

■介護用品の支給

ご自宅で常に紙おむつを使用している方に、紙おむつ給付券を交付します。

対象者	内容	支給額の上限	申請について
住民税非課税世帯で下記のいずれにも該当する方 ・要介護1～5または、重度障がい者の方 ・常時紙おむつが必要な方	給付券により、町内指定店で購入します。 【支給品目】 6品目に限る ・紙おむつ ・尿取りパット ・使い捨て手袋 ・清拭剤 ・ドライシャンプー ・おしり拭き	月額 要介護1：2,000円 要介護2：4,000円 要介護3～5：6,250円 重度障がい者：6,250円	申請が必要です。

■入浴サービス事業

※料金は介護度により異なります。

対象者	内容	申請について	利用料
概ね65歳以上または障がい者で、自宅に入浴設備がない等の理由から自宅での入浴が困難な方で、介護保険サービスが適さない方	入浴介助及び送迎を行い、入浴を支援します。 回数：週2回まで	申請が必要です。	3割の自己負担があります。 1回1,000円程度 (要介護1相当の場合)



■訪問支援サービス事業

※料金は目安です。

対象者	内容	申請について	利用料
概ね65歳以上の介護保険認定者以外または障がい者で、家事等の支援が必要な方 介護保険の利用限度額を超えてサービスが必要な方	家事等でお困りのところを、ホームヘルパーが援助します (買い物 ・調理・掃除等) 回数：週1回程度・45分未満	申請が必要です。	5割の自己負担があります。 1回1,500円程度 (生活保護世帯は全額免除)

■通所支援サービス事業

※料金は介護度により異なります。

対象者	内容	申請について	利用料
概ね65歳以上の介護保険認定者以外または障がい者で、日常生活が不自由な方 介護保険の利用限度額を超えてサービスが必要な方	デイサービスセンターで入浴や昼食をとり、レクリエーション、体操などをして過ごします。(送迎あり) 回数：週1回程度	申請が必要です。	5割の自己負担があります。 1回4,000円程度(要介護1相当の場合) *生活保護世帯は全額免除です *昼食代等は実費

■短期入所サービス事業

※料金は介護度により異なります。

対象者	内容	申請について	利用料
介護保険の利用限度額を超えてサービスが必要な方	介護者等が病気などにより介護が困難になったときに、介護保険事業所にて、ショートステイを利用します。	申請が必要です。	5割の自己負担があります。 *食費等は実費 *生活保護世帯は1割

★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

介護保険事業所で実施している保険外サービス

宅老所 日和 ☎42-3969

- ▶ミニデイサービス：送迎・入浴・昼食付
1日2,000円(入浴のみ1,000円)
時間延長1時間毎300円
- ▶派遣ヘルパー：身体介護・生活介護
介護保険基準の7割 *目安1回1,500円～
- ▶短期宿泊サービス：送迎・入浴・夕朝食付
1泊5,000円
※利用する際は日和までお問い合わせ下さい。

町外

- ▶家事代行サービス(事業所は苫小牧・千歳など)
料金設定は事業所により異なります。
※詳細は、地域包括支援センターにご相談ください。

■健康むかわチャレンジ事業

対象者	内容	申請について
年度末年齢40歳以上の町民の方。	幅広い年齢層に向けた健康づくりと介護予防 ①各種健診 ②健康づくり事業 ③介護予防事業 ④社会福祉協議会事業 ⑤町内温泉施設利用 参加（受診）すると、スタンプを1個押します。スタンプが5個たるとむかわ町金券500円分と交換いたします。（上限は金券千円分まで） 詳しくは申請窓口にお聞きください。	金券交換の際、運転免許証、健康保険証など、住所・氏名・年齢が分かるものを持参してください。 本庁：保健グループ 支所：健康グループ ＜協力機関＞ ・むかわ町社会福祉協議会 ・むかわ温泉四季の館 ・樹海温泉はくあ ・樹海温泉ほべつの湯 ・富内生きがいセンター

■入浴給付事業

事業内容 対象世帯の方の入浴施設利用に係る費用として、中学生以上に1年間1万円以内、小学生1人に6千円以内を限度に町内温泉施設で利用できる温泉入浴券を交付します。

対象世帯 町内に在住する当該年度住民税非課税世帯で下記の表の欄のいずれかに該当する方。ただし、生活保護世帯、施設入所世帯（者）、町税等を完納していない世帯、税法上の扶養控除または扶養義務者が加入している健康保険の被扶養者となっている世帯などは、対象世帯から除きます。



世帯区分	内容
高齢者世帯	世帯全員が65歳以上の高齢者世帯または65歳以上の世帯主で満18歳未満の者を扶養している世帯で、年金収入額と合計所得金額の合計額が次に掲げる金額以下の世帯 ア 単身世帯80万円以下 イ その他の世帯120万円以下
準高齢者世帯	65歳以上の高齢者で、年金収入額と合計所得金額の合計額が40万円以下の世帯
ひとり親世帯	義務教育終了前の児童がいるひとり親世帯で、合計所得金額が120万円以下の世帯
障害者世帯	身体障害者手帳1級または2級を有する方が生計を維持している世帯 療育手帳A区分または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの世帯

手続き 対象世帯の方は、健康保険証・印鑑を持参してください。

申請・問い合わせ 本庁 保健介護課 保健グループ ☎42-2415
支所 保健介護課 健康グループ ☎45-2065

地域包括支援センター

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢のみなさんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関です。住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が相談を受け、支援いたします。

	鷗川地区	穂別地区
所在地	むかわ町美幸2丁目88番地	むかわ町穂別81番地（穂別診療所併設）
電話番号	☎ 0145-42-2415	☎ 0145-45-2065
	fax 0145-47-2400	fax 0145-47-5400
所属	本庁 保健介護課 介護グループ	支所 保健介護課 健康グループ

包括的支援事業

事業名	概要
総合相談・支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな機関や制度、サービスの相談や支援をします。
介護予防 ケアマネジメント事業	要介護状態となる恐れのある高齢者について、介護予防事業やその他の適切な事業が効果的に実施されるよう支援します。
権利擁護事業	高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。
包括的・継続的 ケアマネジメント事業	病院・施設・在宅で支援を担う専門職の方々とのネットワークを作ります。また、地域のケアマネジャーの支援をします。

成年後見制度

内 容	相談先
<p>認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方の「預貯金の管理等（財産管理）」や「日常生活でのさまざまな契約等の支援（身上監護）」をする制度です。</p> <p>地域包括支援センターでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用に関する相談 ・成年後見制度の申し立ての支援 ・成年後見人候補を推薦する団体の紹介等 <p>成年後見制度は、利用する方の判断能力の程度に応じて、法定後見制度と任意後見制度の2種類に分かれています。</p> <p>【法定後見制度】・・・判断能力が十分ではない方が、今すぐ制度を利用</p> <p>【任意後見制度】・・・判断能力がある方が、将来に備えて後見人を決めておく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所 ・公証役場 <p>（任意後見制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会 ・法テラス ・リーガルサポート ・とまこまい成年後見支援センター <p>くわしくは、地域包括支援センターにご相談ください。</p>

日常生活自立支援事業

対象者	内容	申請	利用料
自宅で生活しており、 高齢や障がいにより日 常生活の判断に不安の ある方	生活支援員が訪問し、 支援します。 ①福祉サービス利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり	社会福祉協議会また は地域包括支援セン ターにご相談くださ い。	1回（1時間程度） 1,200円と交通費実 費 ※生活保護世帯の方 は無料です

つどいの場

〇いきいきふれあいサロン

軽い体操やレクリエーションを行い、昼食を共にしながら交流をする場所として開催
(毎月または隔月)

対象者： 65歳以上でデイサービスに通っておらず、外出の機会が少ない方

主催： むかわ町社会福祉協議会

鷗川 ☎42-2467

穂別 ☎45-3874

〇なかよし広場

主催： アドバイザーの会「ぽっかポラランド」※お問い合わせはむかわ町社会福祉協議会へ

場所： 各集落センターなどで各地区年1回開催

〇みんなの茶店

主催： 支え合い共に生きる会

自由に来店しお茶やコーヒーなど飲みながら交流する場所として開催

日時： 火・木・（第4日曜日） 12:30～14:30

月1回 食事会 12時～14時まで。 自己負担300円

場所： 末広2丁目 JR鷗川駅舎内 参加費： 100円

〇森カフェホッピー

主催： コミレスを考える会

食事や飲み物を提供し自由に交流を深める場として開催

場所： 穂別ふれあい健康センター

回数： 不定期（平日）情報端末にて開催情報発信 ※参加連絡不要

参加費： 飲食代100～500円程度

外出・交流の機会

〇おでかけ支援事業

お楽しみ行事、買い物、交流会、ドライブ、温泉入浴等へのおでかけを支援します。

主催： むかわ町社会福祉協議会

鷗川 ☎42-2467

穂別 ☎45-3874

家族事業

事業名	対象	内容
家族介護者交流事業	在宅で介護する家族	介護者同士の情報交換・交流の機会を提供します。
家族介護慰労事業	要介護4・5の方を介護保険サービスを利用せずに自宅で介護している家族	家族介護慰労金を支給することにより、重度の要介護者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

“むかわ町介護者と共に歩む会”のご紹介

自宅で家族を介護している方や介護経験者などが集まり、交流や情報交換、体験談を通じた学習や、北海道や日胆地区の介護者が開催する研修会への参加などを行っています。

年6～7回程度開催し、花見やクリスマス会など、食事をしながらの交流もあります。日頃の悩みを相談したり、仲間との語らいの場として、お気軽にご参加ください。

年会費：個人会員 1,000円 団体会員 5,000円（一口）

入会等のお申し込みは、むかわ町介護者と共に歩む会・むかわ町地域包括支援センターまで。

見学だけでもOKです！

○介護マーク

認知症や障がいを持つ方の介護は、他の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、介護中であることを周囲に理解していただくために、『介護マーク』があります。



「外出先のトイレで、介護者が付き添う」「男性介護者がお店で女性用の下着を購入する」「目を離れた間に行方不明になることを防ぐ」時などに利用することが考えられます。

希望される方へ配布します。（無料）

配布・問い合わせ先：むかわ町地域包括支援センター

在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所などの関係者が連携をしていきます。

事業内容

- ①地域の医療機関、介護事業所等のリスト・マップの作成
- ②地域の医療介護関係者の会議を開催し、課題や対応策を検討
- ③在宅医療・介護サービスの提供体制の構築
- ④地域の医療・介護関係者の情報共有
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修開催
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村連携



○在宅医療介護連携相談窓口

むかわ町鷓川厚生病院内に窓口を設置しています。

医療や病気に関することのほか、介護サービスや、食事・住まい・経済的なこと等の生活に関する相談に、担当者が対応します。

問い合わせ先：むかわ町鷓川厚生病院 ☎42-2033

認知症総合支援事業

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために支援します。

- 認知症ケアパス
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援チームの設置 など



24ページ 「むかわ認知症あんしんガイド」参照

見守り支援センター

見守り支援センターとは

むかわ町では、地域全体で高齢者等の支援が必要な方を見守るために、ネットワークの拠点として「見守り支援センター」を開設しています。

「情報連携」や「支え合い」をキーワードにした地域づくりをすすめ、町民の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう支援します。

※見守り支援センターは、むかわ町地域包括支援センターに併設しています。

業務内容

① 高齢者等名簿管理と情報提供

○地域に住む高齢者等（高齢者のみの世帯・要支援者の名簿）の名簿作成と管理

○関係団体への情報提供（申請のあった団体のみ）

※提供する情報は、氏名・住所・年齢・性別・世帯情報・緊急連絡先・サービス利用等（本人の同意のあった事項のみの提供となります。）

※情報を提供できる団体は

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 自治会・町内会
- ・ 民生委員、児童委員
- ・ 警察署
- ・ 消防署

に限定されます。



② 高齢者等見守り支援事業

○高齢者等見守りネットワーク事業（見守り協定による緊急連絡）

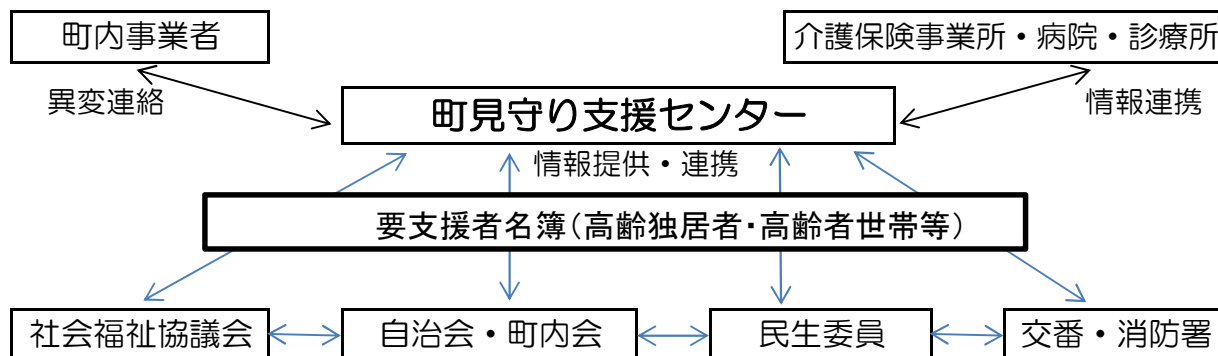
○認知症、徘徊高齢者の見守り体制

③ 高齢者等実態把握

○要支援高齢者等の定期訪問

○状況未把握高齢者の健康確認訪問

高齢者等見守りネットワークのイメージ図



高齢者の見守りに関すること

■認知症高齢者支援ネットワーク事業

対象者	内 容	利用料
自宅で生活している認知症高齢者	事前に登録している認知症高齢者の情報を共有し、徘徊時の見守りや連絡体制を整え、早期に対応します。	無料

■高齢者等見守り活動事業

業務中に、高齢者・障がい者及び子ども等の何らかの異変に気付いたときに、協力事業者からむかわ町に連絡が入ります。

協力事業者：郵便局、電力会社、飲料販売店、新聞販売店、燃料・ガス店、小売店等



◎コープさっぽろ「高齢者見守り事業」

※平成24年3月協定締結

◎セブン-イレブン・ジャパン「むかわ町高齢者等の見守り活動に関する協定」

※平成28年12月協定締結

◎むかわ町商工会「むかわ町高齢者等の見守り活動に関する協定」

※平成30年6月協定締結

■東胆振SOSネットワーク

徘徊症状等により所在不明となった高齢者等の搜索と保護を目的として、警察や家族の依頼により搜索活動に協力します。

構成機関：警察、消防、市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、家族会等

■「命のバトン」「マイカード」推進事業

「救急医療情報キット」を各戸に配布し、かかりつけ医や医療の情報を保管することで、緊急時に適切で迅速な処置が行えるようにします。

緊急連絡先は非常時に支援を行う上で重要な情報です。必ず明記しておきましょう。

■災害時要配慮者の避難支援

地域において、災害時の避難に際し支援が必要となる町民を特定し、必要な避難支援方法を個別に定めます。



★★★ 民間サービスの紹介 ★★★

■郵便局のみまもりサービス

- ・みまもり訪問サービス 2,500円/月
 - ・みまもり電話サービス 固定1,070円/月、携帯1,280円/月
 - ・駆けつけサービス（オプション） +880円/月～
- ※詳しくは、お近くの郵便局へご相談ください。

■ヤマト運輸のあんしんハローライトプラン

自宅の電球をLED電球と通信機能が一体になった「ハローライトプラン」へ交換することで、点灯・消灯に関わらず動きをチェックし、24時間動きがない場合に事前に登録した連絡先へメールが届き、安否確認ができるサービスです。

料金：1,078円/月

※詳しくはヤマト運輸株式会社 ネコサポサービスセンター
(☎0120-54-5425)へご相談ください。

～その他サービスもありますのでお気軽に地域包括支援センターへご相談ください。～

ボランティアセンター

ボランティアセンターとは

ボランティアセンターは、ボランティア活動の推進・支援などを目的とした機関です。ボランティアコーディネーター等専門の相談員が、ボランティア活動に関する相談に応じます。

	鷗川地区	穂別地区
所 属	むかわ町社会福祉協議会	
所 在 地	むかわ町美幸3丁目3番地1 (四季の館内)	むかわ町穂別2番地1 (穂別総合支所内)
電話番号	☎ 0145-42-2467 fax 0145-42-3505	☎ 0145-45-3874 fax 0145-45-3427

生活支援体制整備事業

事業名	概 要
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)の配置	生活支援等の困りごとを把握し、必要なサービスの提供を調整する専門員を配置
ボランティアの養成と活動支援	ボランティア養成講座を開催 ボランティアが安心して活動できるよう支援
自主活動の支援と調整	地域サロン等の活動支援とボランティア調整
関係者のネットワーク	福祉団体や関係者との情報共有や連携により、地域課題の把握と生活支援サービスを調整

生活支援ボランティアポイント

○利用希望者

対 象 者	申 請	利用料
おおむね65歳以上又は障がい者で、生活に支援が必要な方	申請が必要です。(ボランティアセンターで状況を確認し、利用を決定します。)	無料

○ボランティア登録

対象者	申請・登録	ボランティア実施	ポイント付与	ポイント交換
むかわ町居住者で、ボランティアに関心のある方	登録申請書を提出 事業の説明研修を受講 ↓ 登録証・ポイント手帳交付	ボランティアセンターから依頼を受け活動	ボランティアセンターに活動記録とポイント手帳提出 ※15分で 2ポイント	ボランティアセンターに申請 ※50ポイントで 500円のむかわ町金券と交換

○ボランティアポイント活動内容

個人宅訪問	ゴミ出し、ゴミの分別、高いところの作業(電球の取り替え、神棚掃除等)、除雪(氷割り)、草取り(短時間の草取り)、傾聴(話し相手) など
個人宅以外での活動	公共浴場の入浴支援(公共浴場での背中での洗身介助)、爪切り・耳掃除(公共浴場休憩場所等での爪切り、耳掃除) など
事業所への協力	介護事業所・医療機関(趣味活動の講師、事業協力、話し相手等)、社会福祉協議会(サロン協力や古切手整理等)への協力 など

資料編

むかわ認知症 あんしんガイド



認知症ケアパスとは、認知症の進行や状態に合わせて受けられる介護・福祉サービスなどを示したものです。

初期症状をチェック！

あれ？認知症かも？
と思ったら...

もの忘れがあっても、「自分はまだ大丈夫！」
…そう思っていないですか？

認知症はいきなり発症するわけではなく、一步手前のグレーゾーンがあります。その段階で対処すれば、認知機能の回復や維持が可能です。

相談に早すぎるということはありません。「おや？」と思う出来事があった場合は、早めに医療機関や相談窓口にご相談することをおすすめします。

同居の方などご本人の状況を知る身近な人がつけましょう。
4つ以上あてはまる方には受診をおすすめします。

最近1ヶ月の状態について、日々の様子から判断して、
あてはまるものに○をつけてください。
(ただし、原因が痛みなど、身体にあるものは除きます)

<input type="checkbox"/>	同じことを何回も話したり、尋ねたりする
<input type="checkbox"/>	出来事の前後関係がわからなくなった
<input type="checkbox"/>	服装など無頓着になった
<input type="checkbox"/>	水道栓やドアを閉め忘れたり、後かたづけがきちんとできなくなった
<input type="checkbox"/>	同時に二つの作業を行うと、一つを忘れる
<input type="checkbox"/>	薬を管理してきちんと内服することができなくなった
<input type="checkbox"/>	以前はてきぱきできた家事や作業に手間取るようになった
<input type="checkbox"/>	計画をたてられなくなった
<input type="checkbox"/>	複雑な話を理解できない
<input type="checkbox"/>	興味が薄れ、意欲がなくなり、趣味活動などを止めてしまった
<input type="checkbox"/>	前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなった

出典：認知症初期症状11質問票 群馬大学 山口晴保医師

むかわ町地域包括支援センター

むかわ町役場 電話 (鷲川)0145-42-2415
(穂別)0145-45-2065

受診の ポイント

★お薬手帳(なければ説明書や薬)・保険証を忘れずに!
★できるだけ本人の状況がわかる方が付き添いましょう
受診前に記入しておくとう便利です。ぜひご活用ください。



気になる症状は、いつごろから、どのようなことで気づきましたか?	【症 状】もの忘れ・徘徊・不眠・妄想・興奮 その他()	
今、困っていること	【いつから】 年 月ころから 例)薬の飲み忘れ、火の始末	
これまでにかかった病気	病名	時期
	病院名	
現在治療中の病気		
かかりつけ医		
のんでいる薬		
受診時に一緒に来た方	氏名	関係
	連絡先	
相談したいこと	診断を受けたい・薬の相談・介護認定の意見書・入院 その他()	
自由記載欄		

近隣の医療機関

事前に予約が必要です。
あらかじめ連絡のうえ受診することをお勧めします。

名 称	相談窓口	電話番号	住 所
柳町診療所	外来相談窓口	0144-57-3322	苫小牧市柳町4丁目12番20号
植苗病院	医療相談課	0144-58-2314	苫小牧市字植苗52番地の2
北海道メンタルケアセンター	高齢者相談室	0144-34-2969	苫小牧市若草町5丁目1-5
道央佐藤病院	認知症疾患 医療センター	0144-68-2727	苫小牧市字樽前234番地
苫小牧緑ヶ丘病院	医療相談室	0144-34-4761	苫小牧市清水町1丁目5番7
千歳病院	医療相談室	0123-40-0700	千歳市桂木1丁目5番6号
石井病院	相談連携室	0146-42-3031	新ひだか町静内高砂町3丁目3番1号

認知機能の低下がみられない	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、類作成等を含め、常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思疎通が困難である
---------------	-------------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	---------------------	-------------------

★認知症を予防するため、食事や運動など規則正しい生活をこころがけましょう

★認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう

★今後の生活設計（介護・金銭管理など）について考えてみましょう

★医療や介護について勉強しましょう
認知症を引き起こす病気により今後の経過や介護の方法が異なります。対応によっては、本人の症状を悪化させることもあります。周囲の理解と対応で、おだやかな経過をたどることもできます。

★失敗しないように手助けしましょう
今までできたことが少しずつできなくなり、失敗が増えてきます。失敗によって、本人が自信をなくしたり、症状が悪化することもあるので、できるだけ失敗ないようにさりげなく手助けしましょう。もし失敗しても、あたたかく見守ることが大切です。

★周囲の力をかりましょう
戸惑うような出来事が増え、介護が難しくなってきます。介護者が休息する時間も必要です。まわりの人や相談窓口を活用し、サービスの利用も検討しましょう。また、同じ立場の人の集まり（家族会など）で、話しを聞いたり自分の気持ちを話せる場を持つことも重要です。

介護予防講演会(家族介護者教室と一体的に実施)	
ねたきり予防教室	
高齢者大学、ことぶき学級	
いろは塾、ピンしゃん会、笑顔友の会	
いきいきふれあいサロン、なかよし広場(※)、みんなの茶店、森カフェホッピー、ほべつカフェ	



配食サービス・生活支援サービス	日常生活自立支援事業(※)
傾聴ボランティア(※)	
成年後見制度	徘徊高齢者位置検索システム
緊急通報システム	認知症高齢者支援ネットワーク事業

かかりつけ医 精神科(もの忘れ外来・認知症外来)・脳神経外科	認知症疾患医療センター(北海道指定:道央佐藤病院)
介護保険サービス(通所介護、訪問介護、短期入所など)	



むかわ町介護者と共に歩む会	
高齢者共同住宅・ケアハウスなど	特別養護老人ホーム
	グループホーム

高齢者のみなさんが、生活できるよう、介護・福祉支援ようと設けられました。認知症地域支援推進員です。

こんな不安

- どこに受診したらいいか
- 認知症の方との接し方
- 介護者同士で交流し合えない
- 活用できる介護サービスがない
- 受診に連れて行きたくない
- お年寄りの顔にアザやシミが気になる
- 通帳をよくなくす。誰か

認知症初期

認知症と思われる方や、複数の専門職でチームで検討し、訪問等で本人について考えます。
(H30年度～ 地域包括支援)

見守り

むかわ町では、地域全の方を見守るために、地域支援センターがH29年(地域包括支援)



認知症サ

認知症は、誰もがなる可能性があります。認知症サポーターは、本人や家族を見守るために、自治会・町内会や町内の対象に、出前講座を開催し、サポーターの証として「ピンカード」を渡しています。

今日からできること

- さりげなく見守る
- 困っている様子が見



5 指定居宅介護支援事業所
Lifetimeむかわ事業所
福祉用具レンタル・販売事業者
Lifetime

むかわ町役場 本庁舎1階
4 〔保健介護介護グループ
むかわ町地域包括支援
むかわ町指定介護予防
むかわ町見守り支援セン

1 たんぽぽケアプランセンター
デイサービスたんぽぽ

四季の館1階
15 社会福祉協議会
むかわ町社会福祉協議
会居宅介護支援事業所

7 楽らくはうす

8 きたはし工房

18中西歯科

19セレス歯科

20松風歯科

ひまわり
保育所

日高自動車道

消防署

たこ公園

まなぶ館

えき

1000
北信

厚生病院

むかわ治療院

西郊公園

中央緑道

若草町民
会館

若草公園

若草団地

若草公園

スケートセンター

大原団地

認定こども園

子ども発達支援センター
むかわたんぽぽ

放課後子どもセンター

1000
北信

喜楽院

役場

むかわ温泉
四季の館

介護予防センター

プール、ジム
2Fに図書館

中央緑道

若草町民
会館

若草公園

若草公園

ゲートボール場

大原団地

認定こども園

子ども発達支援センター
むかわたんぽぽ

放課後子どもセンター

1000
北信

喜楽院

役場

むかわ温泉
四季の館

介護予防センター

プール、ジム
2Fに図書館

中央緑道

若草町民
会館

若草公園

若草公園

大原団地

認定こども園

子ども発達支援センター
むかわたんぽぽ

放課後子どもセンター

1000
北信

喜楽院

役場

むかわ温泉
四季の館

介護予防センター

プール、ジム
2Fに図書館

中央緑道

若草町民
会館

若草公園

若草公園



交番

郵便局

喜楽院

役場

むかわ温泉
四季の館

介護予防センター

プール、ジム
2Fに図書館

中央緑道

若草町民
会館

若草公園

若草公園

郵便局

パセオ

パセオ

松風団地

ふれあい
町民会館

洋光団地

洋光公園

洋光公園

洋光公園

パセオ

パセオ

パセオ

松風団地

ふれあい
町民会館

洋光団地

洋光公園

洋光公園

洋光公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

たんぽぽ公園

イモッペ地蔵尊
八王子千人
同心の碑

イモッペ地蔵尊
八王子千人
同心の碑

イモッペ地蔵尊
八王子千人
同心の碑

イモッペ地蔵尊
八王子千人
同心の碑

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園

運動公園



カフェ
木蓮

●穂別神社



本念寺 卍



消防署
穂別支署



プール



博物館・図書館



・さくら認定こども園
・通園センター
子育て支援センターおひさま広場



13. ケアハウスこすもす
デイサービスセンターこすもす

3. [穂別診療所]
[保健介護課健康グループ]
むかわ町地域包括支援センター
穂別居宅介護支援事業所
むかわ町指定介護予防支援事業所

カフェ
なごみ



佐々木電気



駐在所



石山家具店

17. ほべつ調剤薬局



21. ほべつ歯科クリニック
ふれあい健康センター



14. グループホームみのり



穂別小学校



穂別放課後
子どもセン

穂別中学校



わ町役場
総合支所

公衆浴場



郵便局
ATM



穂別サテライトオフィス
ホコスタ

セイコー
マート



料品
どう

苦小牧信金
ATM

人材センター
ショッピング
ダンク

パン屋
夢風船

●ホッピー公園



丸善薬局

JAとまこまい広域
穂別支所 ATM



食料品
砂田商店

ケーキ
正栄堂

木村
時計店

矢野電器

峰



●ふれあい公園




●スケートリンク・リバーサイドパーク



■介護保険のサービス事業所



◆居宅・介護予防サービス

サービスの種類	事業所名	電話番号	住所	地図
居宅介護支援事業所 介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人と家族の希望を聞きながら介護サービスの調整をします。	たんぼぼケアプランセンター	☎47-2233	美幸3丁目3	1
	むかわ町鶴川厚生指定居宅介護支援事業所	☎42-2033	美幸1丁目86 厚生病院内	2
	穂別居宅介護支援事業所	☎45-2065	穂別81 穂別診療所併設	3
	居宅介護支援事業所 Lifetimeむかわ事業所	☎050-1123-7357	花園2丁目45 神野AP21号	5
	居宅介護支援事業所 Lifetime	☎01456-7-8199	日高町富川	
	むかわ町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	☎42-2467	美幸3丁目3-1 四季の館内	15
介護予防支援事業所 要支援の方のケアプランを作成します。	むかわ町指定介護予防支援事業所	☎42-2415	美幸2丁目88 役場内	4
		☎45-2065	穂別81 穂別診療所併設	3
訪問介護 (ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問して食事・入浴・排せつ等の身体介護や、掃除・洗濯・調理等の家事援助を行います。	宅老所 日和	☎42-3969	田浦251-6	6
	愛誠園訪問介護事業所	☎45-2455	穂別80-10	10
	訪問介護事業所 Lifetime	☎01456-7-8199	日高町富川	
訪問看護 看護師等が医師の指示に基づき病状の観察や処置を行います。	むかわ町鶴川厚生病院	☎42-2033	美幸1丁目86	2
	穂別診療所	☎45-2121	穂別81	3
	まちのケアリハステーション (必要に応じリハビリも実施します)	☎47-7811	美幸1丁目86-1	2
訪問リハビリテーション 専門職が自宅を訪問し、リハビリを行います。	むかわ町鶴川厚生病院	☎42-2033	美幸1丁目86	2
	苫小牧東病院	☎0144-55-8811	苫小牧市	
居宅療養管理指導 医師や栄養士等が訪問し診察や管理指導をします。	むかわ町鶴川厚生病院	☎42-2033	美幸1丁目86	2
	ほべつ調剤薬局	☎45-7711	穂別81-39	17
訪問入浴介護 浴槽を積んだ車が訪問します。	鶴の恩返し	☎0123-25-6573	千歳市	
	訪問入浴サービスたいよう	☎0144-84-6432	苫小牧市	
短期入所 (ショートステイ) 特別養護老人ホームや介護療養型医療施設等で、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話をを行います。	胆振東部鶴川慶寿苑	☎42-5211	駒場105	9
	愛誠園	☎45-2455	穂別80-10	10
	穂別診療所	☎45-2121	穂別81	3
グループホーム (緊急ショートステイ) 通常7日間・最大14日間	グループホームえがおの家	☎0145-29-7222	厚真町	

サービスの種類	事業所名	電話番号	住所	地図
通所介護 (デイサービス) デイサービスセンターで、食事・入浴の提供など日常生活の世話やリハビリテーションなどを行います。	デイサービスたんぽぽ	☎42-5881	美幸3丁目3	1
	宅老所 日和	☎42-3969	田浦251-6	6
	民家型小規模デイサービス 楽らくはうす	☎42-2552	花園2丁目72	7
	デイサービスセンター こすもす	☎45-2088	穂別81-38	13
	デイサービス陽だまり	☎01456-3-1555	日高町富川	
	デイサービスGRACE 門別事業所	☎01456-2-5578	日高町門別	
通所リハビリテーション (デイケア) 介護老人保健施設や医療機関で、リハビリテーションを行います。	むかわデイケアセンター	☎42-2033	美幸1丁目86 (厚生病院内)	2
福祉用具貸与 介護を助ける用具を貸し出します。 	(有)きたはし工房	☎42-2151	末広2丁目148	8
	福祉用具レンタル・販売事業所 Lifetime	☎050-1123-7357	花園2丁目45	5
	マルベリーさわやかセンター	☎0144-75-3084	苫小牧市	
	ダスキンヘルスレント 苫小牧ステーション	☎0144-55-8428	苫小牧市	
	(株)エンパイア ホームケア事業部	☎0144-71-0102	苫小牧市	
	エア・ウォーター・ハローサポート(株)	☎0144-55-8741	苫小牧市	
	(株)マルキタ家具センター	☎0144-73-5252	苫小牧市	
特定福祉用具購入費の支給 町内では・・・入浴や排せつ等の日常生活にかかせない用具の購入費を支給します。(8ページ参照)	(有)きたはし工房	☎42-2151	末広2丁目148	8
	福祉用具レンタル・販売事業所 Lifetime	☎050-1123-7357	花園2丁目45	5
住宅改修費の支給 住宅の段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけるなどの改修に対して、費用を支給します。(8ページ参照)	担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー) にご相談下さい。	/		

●上記事業者のほか、北海道が指定した事業者の利用ができます。

◆施設サービス（要介護1～5の方が利用できます。）

施設の種類	施設名	電話番号	住所	地図
<p>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</p> <p>入浴、排せつ、食事等の動作に支障があり、自宅では生活が困難な方に常時の介護を行う施設です。介護や日常生活の世話が中心で、医療行為はほとんど行われません。 (特例入所が認められた場合、要介護1・2の方も利用できます。)</p> 	胆振東部 鶴川慶寿苑	☎42-5211	駒場105	9
	愛誠園	☎45-2455	穂別80-10	10
	豊厚園	☎0145-27-3111	厚真町新町116-2	
	追分陽光苑	☎0145-25-2233	安平町追分青葉1丁目102	
	平取かつら園	☎01457-2-3670	沙流郡平取町本町17-1	
	門別得陽園	☎01456-2-5514	沙流郡日高町富浜223-143	
	樽前慈生園	☎0144-67-5601	苫小牧市美原町3丁目9-1	
	緑樹園Ⅰ・Ⅱ	☎0144-84-7337	苫小牧市松風2-17	
	緑陽園	☎0144-67-0166	苫小牧市字樽前222-11	
	アポロ園	☎0144-74-8377	苫小牧市山手町1丁目12-3	
	陽明園	☎0144-58-2421	苫小牧市字植苗51-177	
	彩	☎0144-31-2313	苫小牧市表町5丁目11-5	
	陽だまりの樹	☎0144-33-2818	苫小牧市元中野町2丁目3-3	
<p>介護老人保健施設 (老人保健施設)</p> <p>病状が安定し、医学的管理のもとでのリハビリテーションや看護が必要な方に、常時の介護や看護を行う施設です。自宅での生活への復帰をめざし、サービスを提供します。</p> 	門別愛生苑	☎01456-2-6611	沙流郡日高町門別本町29-3	
	新ひだか町 介護老人保健施設 まさば	☎0146-43-1100	新ひだか町静内緑町4丁目5-1	
	みどりの苑	☎0144-84-7068	苫小牧市松風町2-15	
	苫小牧健樹園	☎0144-67-3111	苫小牧市澄川町7丁目9-18	
	ライフ スプリング桜木	☎0144-71-2369	苫小牧市桜木町2丁目25-1	
	ケアライフ王子	☎0144-36-7111	苫小牧市若草町3丁目4-8	
	東胆振 ケアセンター	☎0144-58-2323	苫小牧市字植苗51-156	
	介護療養型 老人保健施設 かみや	☎0144-71-1717	苫小牧市桜木町2丁目25-1	
<p>介護医療院</p> <p>長期の療養を必要とする方に、医療と日常生活上の支援を一体的に行います。看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を有する施設です。</p>	苫小牧澄川病院	☎0144-67-3111	苫小牧市澄川町7丁目9-18	
	道央佐藤病院	☎0144-67-0236	苫小牧市樽前234	
	苫都病院	☎0144-34-2135	苫小牧市若草町5丁目10-21	
<p>介護療養型医療施設</p> <p>長期の療養を必要とする方に、医学的管理のもと常時の介護や医療を行います。医療機関(病院)での医療行為が中心となります。</p>	日高町門別 国民健康保険 病院	☎01456-2-5311	日高町門別本町29-9	
	※介護療養型医療施設は2024年3月に廃止される。			

●上記事業者のほか、北海道が指定した事業者の利用ができます。

- ◆地域密着型サービス（要支援2と要介護1～5の方が利用できます。）
 ＊むかわ町に住所のある方のみ利用できます。

サービスの種類	施設名	電話番号	住所	地図
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 認知症の方が少数で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつ等日常生活の支援や機能訓練を受けられます。	高齢者グループホーム ふきのとう	☎47-7020	田浦250	11
	高齢者グループホーム みのり	☎45-7000	穂別106-28	14

■その他の福祉施設情報（町内）

施設名・住所・電話番号	サービス内容	施設概要	地図
高齢者共同生活住宅 こごみ荘 田浦249 ☎42-5811	身体機能の衰えがあっても自立した生活を送ることができる方が利用できます。食事の提供や入浴の準備などをおこない、自立生活をサポートしてくれます。 入浴や買い物・掃除などに支援が必要な方は、デイサービスやヘルプサービスなどの介護サービスを利用することができます。	定員：20名 （単身者16名・夫婦2世帯） 料金：単身室利用の場合・月額 家賃 17,000円 食費 36,000円 管理費 24,600円 暖房費 10,000円（10～5月） ※各室の電気、水道、通信費用等は自己負担になります。 ※料金は変更する場合があります。	12
ケアハウス こすもす 穂別81-38 ☎45-2088	自立～軽度の介護度の方が利用できます。	定員：20名 （単身者16名・夫婦2世帯） ※料金についてはお問い合わせください。	13

■参考（その他、高齢者施設・高齢者住宅の分類）

区分	名称	機能等	対象者
高齢者施設	養護老人ホーム	環境上の理由による措置者	判定会議で措置決定
	軽費老人ホーム （ケアハウス）	生活に不安のある高齢者食事や生活の見守り	自立～軽度介護
	有料老人ホーム	介護や食事のサービスを受けながら生活	自立～要介護
高齢者住宅	サービス付き 高齢者向け施設	安否確認、生活相談 ※介護・食事・家事支援はつかない	自立～要介護
	シルバーハウジング	アドバイザーによる生活相談・安否確認など機能付きの一般住宅	自立～軽度介護
	高齢者共同生活住居 高齢者等福祉寮	安否確認など機能付きの一般住宅	自立～軽度介護

■むかわ町地域包括支援センター

	電話番号	住所	所属	地図
鷓川地区	☎ 42-2415 fax 47-2400	美幸2丁目88 むかわ町役場内	本庁 保健介護課 介護グループ	4
穂別地区	☎ 45-2065 fax 47-5400	穂別81 穂別診療所併設	支所 保健介護課 健康グループ	3

■むかわ町社会福祉協議会

	電話番号	住所	地図
本所	☎42-2467	美幸3丁目3 四季の館内	15
支所	☎45-3874	穂別2-1 穂別総合支所内	16



■町内の医療機関

名称	診療科	受付時間	住所・電話	地図
むかわ町鷓川厚生病院	内科・総合診療科	午前 8:30~11:30 午後 (要予約) 13:15~16:00 ◇夜間診療(火曜日) 17:00~18:30	美幸1丁目86 ☎42-2033	2
	小児科 (月・木曜日)	午前 8:30~11:30 午後 13:15~16:00 (予防接種) 午後 13:15~14:15		
	リハビリテーション科 (火曜日午後・金曜日午前)	午前 8:30~11:30 午後 13:15~16:00		
むかわ町国民健康保険 穂別診療所	総合外来 (内科・外科・小児科・ リハビリテーション科)	午前 8:45~11:00 午後 13:00~16:00 ※水曜日のみ 15:30~17:00 ◇夜間診療(水曜日) 17:00~18:30	穂別81 ☎45-2121	3
	整形外科 (火曜日午前)	電話での予約制		

*夜間診療は祝日の場合は、休みとなります。

■町内の歯科診療所

名称	電話番号	住所	地図
中西歯科医院	☎42-5077	末広2丁目3	18
セレス歯科	☎42-3755	末広2丁目125	19
松風歯科	☎47-2711	松風2丁目65	20
ほべつ歯科クリニック	☎45-3021	穂別81-1	21



メモ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines for writing.





平成21年6月 発行
平成24年度 改訂
平成25年度 改訂
平成26年度 改訂
平成27年度 改訂
平成28年度 改訂
平成29年度 改訂
平成30年度 改訂
令和3年度 改訂
令和5年度 改定

本庁：保健介護課 介護グループ

むかわ町美幸2丁目88番地

☎ (0145) 42-2415

FAX (0145) 47-2400

Eメール： m-hoken@town.mukawa.lg.jp

支所：保健介護課 健康グループ

むかわ町穂別81番地

☎ (0145) 45-2065

FAX (0145) 47-5400

Eメール： hoken@town.mukawa.lg.jp

むかわ町ホームページ

<http://www.town.mukawa.lg.jp/1.htm>

